別記第八十四号様式を次のように改める。

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

番　号

日本国政府法務省

年　月　日

手　数　料　納　付　書

法　務　大　臣　殿

印紙

金　　円也（￥　　）

出入国管理及び難民認定法第67条，第67条の2又は第68条の規定により，

上記金額を（1　在留資格の変更許可／2　在留期間の更新許可／3　永住許可／4　再入国（一回限り・数次有効）の許可／5　特定登録者カードの交付／6　特定登録者カードの再交付／7　就労資格証明書の交付／8　在留カードの再交付／9　難民旅行証明書の交付）手数料として納付いたします。

納付者氏名　　署　名

（注）用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。

附　則

この省令は，平成二十八年十一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百八十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき，次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十八年十月十七日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　千葉県八千代市大和田新田775－2　(81.80) (2)　千葉県四街道市大日字緑ヶ丘288－1　(43.10)	北緯35度44分08秒東経140度05分06秒の地点と北緯35度42分14秒東経140度07分23秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度41分58秒東経140度07分42秒の地点と北緯35度41分52秒東経140度07分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　山梨県韮崎市本町２－12－4　(397.30) (2)　山梨県韮崎市旭町上條北割字甘利山１－９　(1602.50)	北緯35度42分18秒東経138度27分09秒の地点と北緯35度41分23秒東経138度22分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県水戸市千波町2084－2　(80.50) (2)　茨城県桜川市東飯田字黒尊仏国有林202林班ろ小班　(707.00)	北緯36度20分59秒東経140度26分31秒の地点と北緯36度18分26秒東経140度08分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　福岡県福岡市中央区清川１－９－19　(49.60) (2)　佐賀県鳥栖市大字柚比字頭野国有林３林班イ小班　(851.60)	北緯33度34分54秒東経130度24分27秒の地点と北緯33度33分18秒東経130度24分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県仙台市太白区八木山本町１－43　(200.30) (2)　宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町２－15　(93.50)	北緯38度14分42秒東経140度50分29秒の地点と北緯38度14分44秒東経140度50分32秒の地点を結ぶ直線、北緯38度14分47秒東経140度50分34秒の地点と北緯38度15分04秒東経140度50分49秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度15分12秒東経140度50分57秒の地点と北緯38度16分31秒東経140度52分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域